

## 米兵による女兒強制わいせつ事件に関する意見書

米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹が小学生の女兒に上着を上げさせ胸を触った強制わいせつの容疑で逮捕される事件が発生した。

事件は、7月3日午前8時半ごろ、本島中部の路上で、小学生の女兒に同容疑者が「名前は何」などと英語で声を掛け、近くの民家の駐車場に連れ込み、無理やり女兒の胸に触ってきたとのことである。

今回の事件は、酒に酔った米兵が白昼、民間地域を徘徊し、通りがかった無抵抗・無防備の女兒にわいせつ行為をして写真撮影までするという、地域の安全は危殆に瀕し、子どもの人権を蹂躪する極めて悪質な事件である。到底許せるものではない。被害を受けた女兒自身はもちろん、子を持つ親、地域住民の不安と衝撃は計り知れないものがある。

米兵による事件・事故については、その度ごとに関係当局に強く再発防止と綱紀肅正を求めてきたところであるが、またしても事件が発生したことは極めて遺憾に思うものである。進行中の米軍再編協議の中でも、基地の整理縮小・撤去による「住民負担の軽減」を取り上げ、事件・事故の根絶のために真剣に努力するよう強く訴えるものである。

よって、北谷町議会は町民の生命・財産・人権を守る立場から、米兵による女兒強制わいせつ事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請するものである。

### 記

- 1 米軍は被害者・家族及び県民に対し、誠実に謝罪すること。
- 2 事件の再発防止と綱紀肅正を尚一層徹底すること。
- 3 県民が求める基地の早期返還、整理縮小等、目に見える形で県民の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年 7月 6日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 防衛施設庁長官  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長